

令和元年6月24日
関東信越厚生局

保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消に係る執行停止の解除について

平成29年5月19日付けで、以下の保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録を取消することとした（以下「取消処分」という。）ところ、当該保険医療機関の開設者から東京地方裁判所に対して、取消処分の取消に係る訴訟（以下、「取消訴訟」という。）が提起され、併せて取消訴訟の第1審判決言渡し後30日が経過する日まで取消処分の効力を停止することが決定されました。

このため、平成29年9月26日付け関厚発0926第138号をもって、取消処分を延期する旨通知したところですが、このたび、取消訴訟の第1審判決言渡し後30日が経過しましたが、以下のとおり執行停止が解除されましたのでお知らせします。

1 保険医療機関

- | | |
|---------------------------|------------------------|
| (1) 名 称 | フロギーズクリニック |
| (2) 所 在 地 | 東京都世田谷区野沢1丁目35番8号 301号 |
| (3) 開 設 者 | 池上 恭司 |
| (4) 指 定 取 消 年 月 日 | 平成29年5月19日 |
| (5) 取 消 の 執 行 停 止 解 除 日 ※ | 令和元年6月14日 |

2 保険医

- | | |
|---------------------------|-------------|
| (1) 氏 名 | 池上 恭司 |
| (2) 生 年 月 日 | 昭和36年10月27日 |
| (3) 登 録 の 記 号 及 び 番 号 | 東医139895 |
| (4) 登 録 取 消 年 月 日 | 平成29年5月19日 |
| (5) 取 消 の 執 行 停 止 解 除 日 ※ | 令和元年6月14日 |

※ 執行停止解除日以降、取消処分が有効となり、保険診療ができません。